

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部 を改正する規則の概要について

1 川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則について

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則（以下「規則」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務条件等の取扱いについて必要な事項を定めたものであり、選考や報酬、休暇等の取扱い等について規定している。

2 改正の経緯及び趣旨

学校に勤務する非常勤講師については、授業のある日を「勤務を要する日」とし、年間の勤務日を定める形で任用している。そのため、学校の休業日である夏季休業期間等には「勤務を要する日」をほぼ割り振らないなど、他の会計年度任用職員とは異なる勤務形態となっている。

会計年度任用職員制度の導入前からこうした勤務形態としており、特に、夏季における健康保持を目的とした「夏季休暇」については、8月に「勤務を要する日」をほぼ割り振らない実態を踏まえ、従来から付与の対象外としており、会計年度職員制度に移行した今年度も同様の運用を行っている。

一方、現行の規則においては、すべての会計年度任用職員に対して、人事委員会規則のとおり休暇を付与するような記載となっている。

このため、非常勤講師に代表されるような、勤務形態の特殊性のために人事委員会規則により難しい職の場合の取扱いについて明記することで、より明確な制度運用を行うため規則改正を行うものである。

3 改正の内容

規則第11条に第2項を新設し、勤務条件の特殊性により人事委員会規則により難しい職として教育長が認める会計年度任用職員については、勤務時間、休暇等について別に定めることとする文言を追加する。

なお、今回取扱いの対象となる非常勤講師の「夏季休暇」については、「川崎市教育委員会会計年度任用職員（職員部所管の職）に関する要綱」を改正し、付与の対象外とすることを改めて明記する予定である。